

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成23年6月28日

大分県知事
広瀬 勝貞 殿

提出者
住 所 大阪市中央区高麗橋4-1-1
氏 名 東洋建設株式会社
代表取締役社長 毛利 茂樹
電話番号 06-6209-8711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋・谷川建設工事共同企業体 鶴谷中学校作業所
事業場の所在地	大分県佐伯市長島町1-1-1 鶴谷中学校内
計画期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	H23年3月期 元請完成工事高：211,736千円
③従業員数	10名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設汚泥：中間処理業者に委託し脱水(固化)処分。 建設混合廃棄物：中間処理業者へ委託して選別・破碎処分。 廃プラスチック類：中間処理業者へ委託して破碎処分。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社担当役員（建設副産物統括管理:最高責任者）－ 施工環境部会
 ↓
 支店土木部長・建築部長（建設副産物総括管理者）－ 支店環境委員会
 支店安全環境部長
 ↓
 営業所長（建設副産物管理者）
 ↓
 作業所長（建設副産物処理責任者）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	1068.25 t	
	(これまでに実施した取組) 余剰工事使用資材の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	532 t	
	(今後実施する予定の取組) 設計工法検討の各時点で建設産廃物の発生を抑制する事を検討する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄木材の「くぎ・コンクリート」の除去の励行
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 環境教育等を通じて職員及び協力会社の意識を向上させる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00t	
	(これまでに実施した取組)		
	・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		
	・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
・特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・特になし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	
	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	1,068.25 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	
	再生利用業者への処理委託量	1,068.25 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	
	(これまでに実施した取組) ・委託契約やマニフェスト運用状況は良好である。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	532 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	532 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>・混合廃棄物のリサイクル率を上げるため、選別処理施設を保有し再生可能な業者を調査して委託する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

